

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 1.保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。
補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間
保険料、保険料払込方法 満期返戻い金・契約者配当がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3.お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●幹事代理店（全国税理士共栄会指定代理店）

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1

新宿エルタワー29F

TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123

（受付時間：平日の午前9時から午後5時半まで）

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03-3349-5402 : FAX03-6388-0161

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は保険期間満了時まで大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。



全国税理士共栄会

正会員・準会員用



おかげさまで
加入者約2万人

VIP大型総合保障制度

団体長期障害 所得補償保険

生涯収入 プロテクション

団体割引
30%

精神障害拡張補償
36か月!!

更に、法人一括プラン加入の場合、
下記の割引が適用されます。

法人
一括割引
5%
被保険者数
10~19名

法人
一括割引
10%
被保険者数
20名以上

70

病気やケガで長期間働けなくなった時の
収入減少を最長70歳まで補う保険です

所得補償保険
ご紹介動画公開中!!



保険 期間

2024年3月1日（午後4時）～
2025年3月1日（午後4時）まで
(このパンフレットは2024年3月1日～
2025年2月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も
毎月受付中

加入依頼書が毎月15日までに日税サービス
(幹事代理店)に到着した場合、保険期間は翌
月1日から2025年3月1日までとなります。
(15日が休業日の場合は直前の営業日が締切となります。)

病気やケガで働けなくなったら 収入はどうなる?

もし病気やケガで長い間働けなくなったら…



入院費などの医療費がかさむ一方で、収入が減少します。

不安
その1

収入減は会社や公的な給付でどれだけカバーできる?

長期就業障害の時、会社や公的な給付だけで生活を維持するのは困難です。

一定期間は病気休暇など会社の制度により収入が確保できますが、休業が長期にわたればいずれ収入が途絶えることになります。公的給付も、傷病手当金^{*1}が最長で、1年6か月支給されるほか、障害の程度により障害年金^{*2}が給付されますが、収入は大幅に減少します。

●万一長期の就業障害になったとき、収入の減少は止まりません



*1 傷病手当金…公的給付にて標準報酬日額の2/3が最長で1年6か月支払われます。さらに、付加給付として、支払いが最長1年6か月延長される場合があります。(年収ベースでは健康時の所得の半分以下のカバー率)

*2 障害年金…障害厚生年金(障害等級1~3)、障害基礎年金(障害等級1・2)の場合(非常に重度の障害が残ったと認められた場合)に認定され、給付されます。

不安
その2

生命保険に加入していれば大丈夫?

一般的な生命保険に加入していても、長期就業障害による収入減は保障されません。

一般的な生命保険は、基本的に死亡時の収入減や入院時の医療費(支出)に備える保険。生存中に働けなくなった場合の収入減には対応していません。

●生命保険以外でも長期就業障害による収入減をカバーする保険はありません

保険商品	死亡	入院 (ケガ)	入院 (病気)	リハビリ	自宅療養	
医療保険	●	●				入院期間中に支払われ、その目的は入院費用の保障です。
傷害保険	●	●				突発的な事故によりケガをした場合に支払われます。
死亡保険	●					保険金は死亡時に支払われ、その目的は遺族の生活費保障です。
生涯収入プロテクション	●	●	●	●	●	病気やケガによって働けなくなった場合の収入減少をカバーします。

生涯収入プロテクション

(団体長期障害所得補償保険)

で、8つの安心をお届けします!

安心
その1

働けなくなったときの皆さまの生活をサポートします

病気やケガで就業障害となり、支払対象外期間を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。病気やケガの発生原因が国内・国外を問わず補償されるので安心です。



公的保障だけでは
十分でない?

自営業の方は、会社制度による有給休暇中の給与や健康保険からの傷病手当金等の公的保障はありません。そのため、就業障害が発生した場合、無収入となります。また、傷病手当金は最長18か月までのため、障害や介護状態となり長期療養となった場合18か月以降の給付はなくなりますので、公的保障だけでは十分とは言えません。

安心
その2

就業障害により…

やむなく退職した場合でも最長「70歳」*まで補償が続きます

70歳まで補償可能なプランもお選びいただけます!!

定年のない事業主の皆さまが安心して業務を行なうことができるため、最長70歳まで補償可能なプランをご用意しております。



残念ながら就業障害から回復できず、職場復帰とならずに、退職となった場合でも対象期間まで、毎月ずっと保険金が受け取れるので、安心です。企業側にとっては、生涯収入プロテクション(団体長期障害所得補償保険)を採用することで、福利厚生の向上・従業員が安心して働く職場環境の構築ができ、また休業補償制度を整え長期休職者の円満退職にもつながります。

*精神障害で就業障害が発生した場合は、最長3年間の補償となります。

安心 その3

団体割引等による割安な保険料で ご加入いただけます

[本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年9月現在)]

割引率

30%OFF

さらに、被保険者数に応じて 法人一括割引^(※)が適用されます!

(※) 法人等が保険料負担者となり被保険者として役職員を10名以上一括して加入した場合、割引が適用されます。

法人一括割引
5% OFF 被保険者数
10~19名

法人一括割引
10% OFF 被保険者数
20名以上



ご加入のモデルケース

たとえば…男性45歳、年収500万円、70歳まで補償プラン、支払対象外期間60日(W060型)

7口加入時の補償内容 保険金額35万円／月額

通常契約月払保険料 約20,250円 → **30%off** 月払保険料 **14,175円**

●加入口数の限度

月額保険金額

正会員月額10万円(2口)から
150万円(30口)まで
準会員月額10万円(2口)から
100万円(20口)まで

(1口5万円／月額)×2口以上から
ご加入になれます。

保険金額の設定目安

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均 月間額(年収/12)に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

※平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額が限度となります。

安心 その4

税理士の関与先の皆さんもご加入できます

下記の方が本制度にご加入できます。

正会員

全国の税理士会会員

準会員

- 1) 正会員の家族及び従業員とその家族
- 2) 正会員の関与する法人及び事業主、役員、従業員
ならびにそれらの家族

※以上の条件を満たし、所定の入会手続を経た者が加入できます。

安心 その5

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の 病気やケガをカバーいたします

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しても補償する、天災危険補償特約がセットされています。

安心 その6

精神障害を原因とする場合も最長36か月の充実補償です

一定の精神障害*についても補償対象となります。

ただし、精神障害を原因とするお支払いは最長36か月となります。

*お支払対象となる精神障害の例：気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等 なお、薬物依存、アルコール依存等は補償の対象となりません。

安心 その7

医師の指示による自宅療養・リハビリ中、 一部復職時も補償します

入院中のだけでなく、医師の指示により自宅療養・リハビリをしている間も保険金支払いの対象となります。仕事に復帰した後も就業障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満の場合は、その減少した所得の割合に応じて補償が継続されます。

安心 その8

安心の高額補償

正会員の方は月額**10万円(2口)**から**150万円(30口)**まで、
準会員の方は月額**10万円(2口)**から**100万円(20口)**まで
保険金額を設定できます。

保険金のお支払例

事例 1

Aさんは43歳の時、脳こうそくに倒れ、運動障害(麻痺)と言語障害が残ってしまいました。リハビリを継続している現在も日常生活全般に介助が必要なため復職はできていません。Aさんには、団体長期障害所得補償保険に10口ご加入いただいているため、その補償は下図のとおりとなります。もし復職できなかった場合でも、保険金は最長70歳に達する日までお支払いします。



▼2024年4月3日

▼補償開始日 2024年10月2日

就業障害
発生

支払対象外期間
180日間

保険金額：5万円×10口=50万円／.....

就業障害が続く限り、.....
補償開始後318ヶ月間 最長70歳まで補償

70歳まで復職できなかった場合…

■お支払いする保険金の合計は
1億5,900万円 (補償開始から318か月として計算)

事例 2

Bさんは30歳の時、自動車事故に合い骨折してしまった。また事故の衝撃から精神面にも影響し、医師よりうつ病と診断もあり、安静期間が必要となりました。Bさんには、団体長期障害所得補償保険に5口ご加入いただいたため、その補償は下図のとおりとなります。

▼2024年5月1日

▼補償開始日 2024年6月30日 復職日 2024年12月1日 ▼

就業障害
発生

支払対象外期間
60日間

保険金額：5万円×5口=25万円／
(補償期間:2024年6月30日～2024年11月30日)

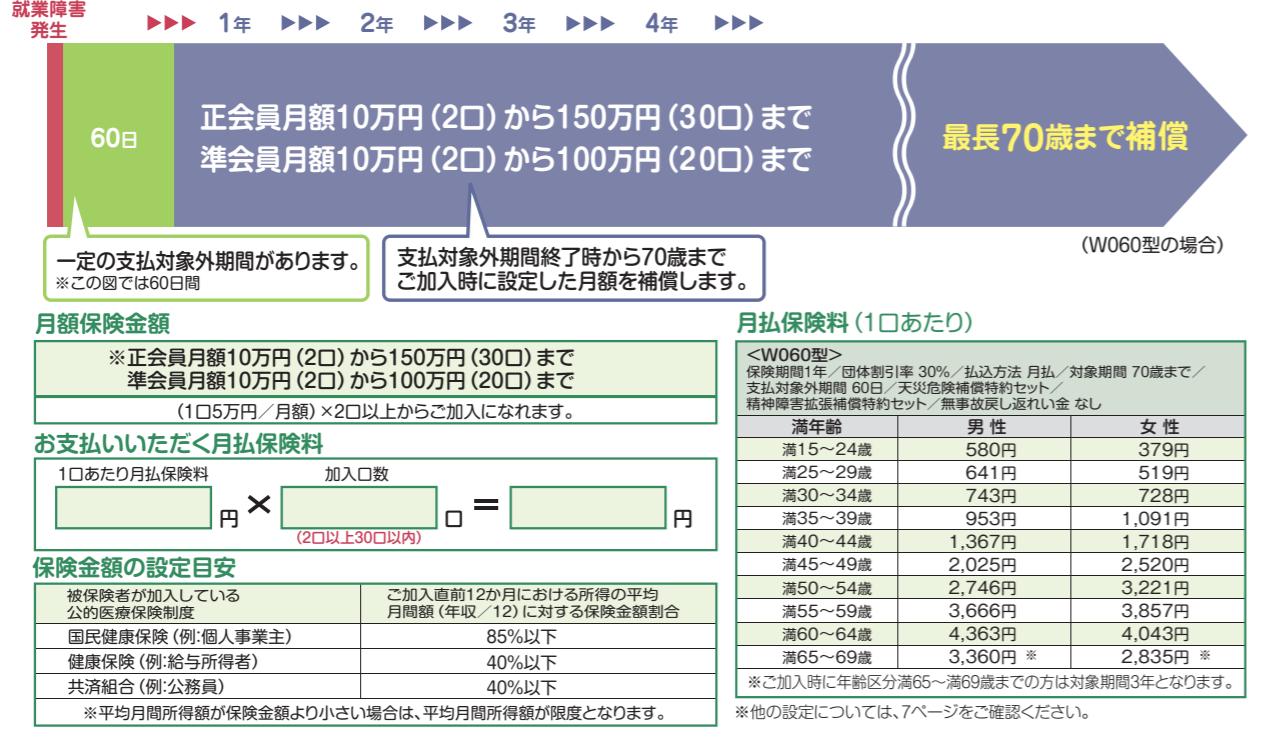
■お支払いする保険金の合計は **125万円** (補償開始から5か月として計算)

※加入口数限度を超えて加入された場合、超過部分については保険金が支払われない場合があります。

「生涯収入プロテクション」制度導入のパターン

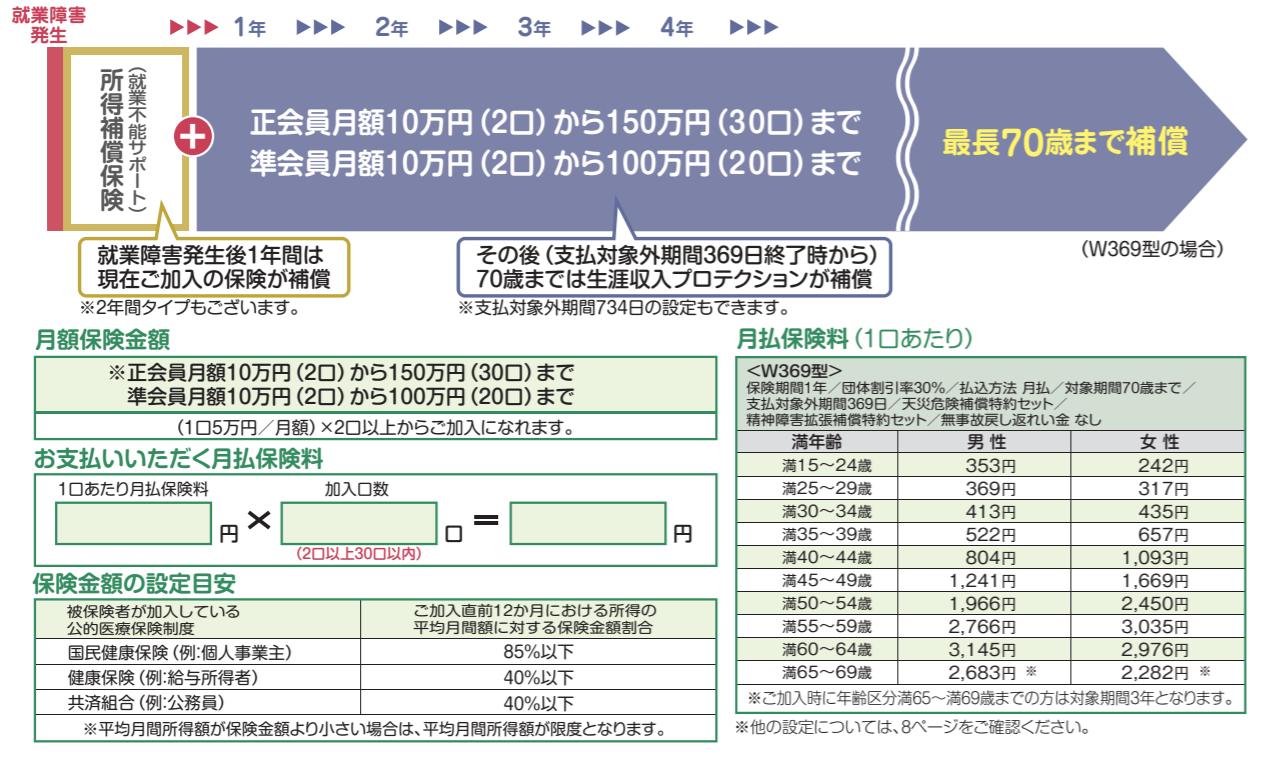
1 「生涯収入プロテクション」個別加入

長期の就業障害の補償のみをカバーする加入方式です。60歳、65歳、70歳の年齢満了コースと3年、5年、10年の期間満了コースがあります。60日、120日、180日、365日の支払対象外期間からご希望のコースをご選択ください。



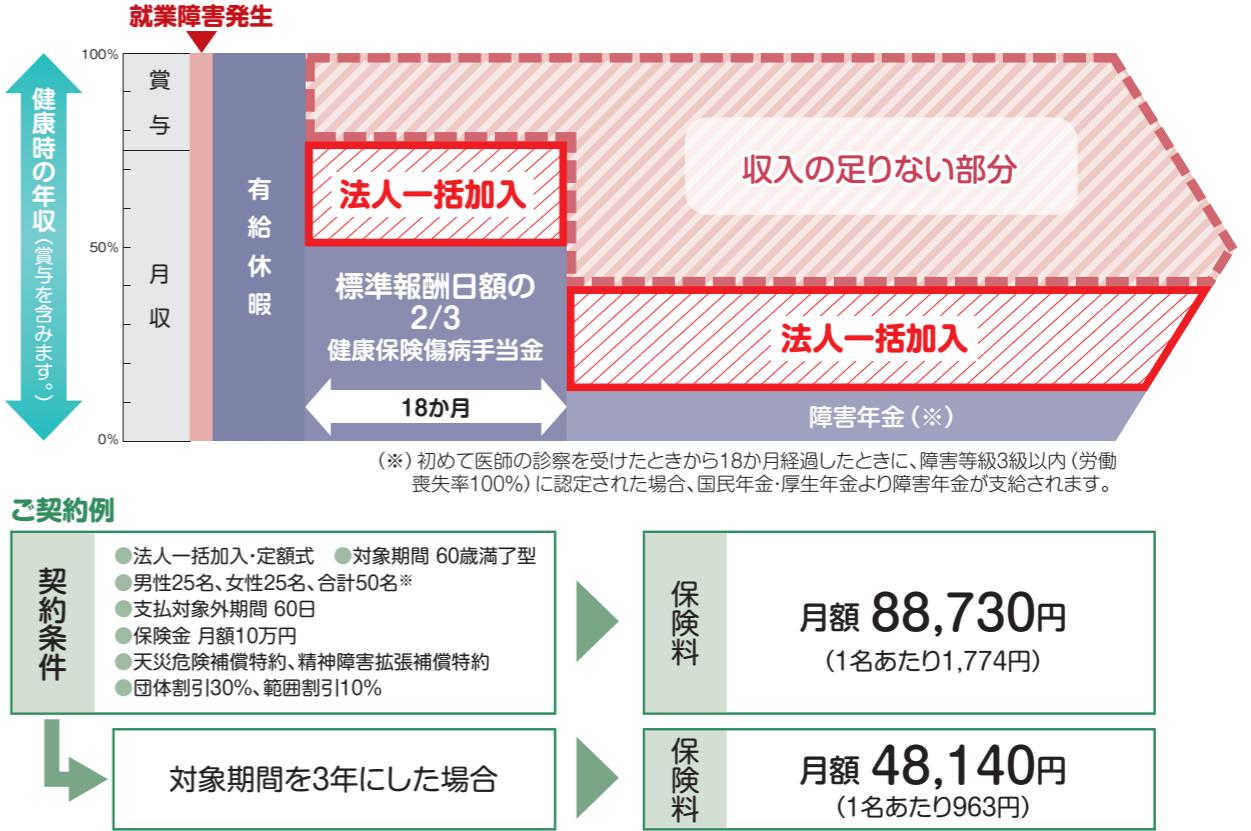
2 所得補償保険と一緒に加入するリレープラン

短期と長期の就業障害の補償をカバーする加入方式です。所得補償保険の対象期間満了後、生涯収入プロテクションが最長70歳まで補償を引き継ぎます。※リレープランとは、所得補償保険と団体長期障害所得補償保険をセットしたプランです。



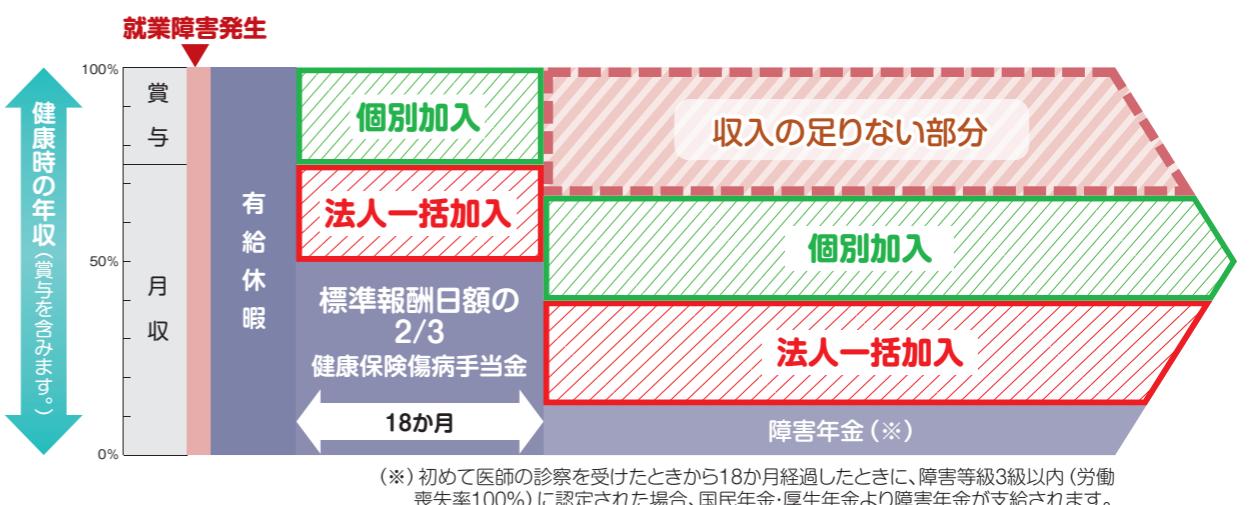
3 法人一括制度

企業が従業員の福利厚生制度として法人一括制度にご加入いただくことにより、従業員が安心して働くことができる環境を提供できます。被保険者として役職員を10名以上一括して加入する場合、法人一括割引が適用されます。



4 ①個別加入制度と③法人一括制度を組み合わせて、さらに安心に。

企業の福利厚生制度として、従業員個人単位の加入(個別加入制度)と法人一括制度を組み合わせて加入することも可能です。



生涯収入プロテクションにご加入になると
こんなうれしい電話相談が受けられます。 無料!

SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、
団体長期障害所得補償保険(GLTD)に
ご加入いただいているみなさまの
心と身体の健康に関するご相談をはじめ、
日常の色々な悩みなどを、
無料で電話相談いただけるサービスです。



ご加入者向けメディカル&メンタルヘルス等サービス

※24時間・365日
(メンタルヘルス除く)

健康・医療相談

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

医療機関情報提供

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

介護関連相談

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

メンタルヘルス相談

臨床心理士等が個別にメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

【利用時間】平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00
※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。

- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- (注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますので了承ください。
- (注3)ご利用は日本国内からになります。
- (注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- (注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

人間ドック等検診・検査紹介・予約

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

法律・税務・年金相談(予約制・30分間)

一般的な法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

メンタルITサポート(WEBストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

(加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。)

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み : この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者 : 全国税理士共栄会
■保険期間 : 2024年3月1日午後4時から1年間となります。
■申込締切日 : 2024年2月15日

*中途加入の場合は毎月15日締切
■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額、対象期間、支払対象外期間等)、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者、被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者 : 全国税理士共栄会の正会員および準会員
●被保険者 : 全国税理士共栄会の正会員および準会員(満15歳以上69歳以下の方が対象となります。)

・正会員: 税理士会会員
・準会員: ①正会員の親族 ②正会員の事務所従業員およびその同居の親族
③正会員の関与する法人、事業主 ④正会員の関与先の役員、従業員およびその同居の親族
※準会員は正会員の承認が必要です。

●お支払方法 : ①月払方式のみとなります。(12回払)
②本制度の保険料収納業務の委託会社は東税協共栄会とします。
③預金口座振替依頼書が所定の締切日までに幹事代理店経由で東税協共栄会に提出された場合には、1回目の保険料は4月22日、2回目以降毎月22日に口座振替されます。(ただし、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)
④ゆうちょ銀行からの口座振替はご利用できません。

●お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の全税共取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	加入依頼書兼告知書および口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	書類のご提出は不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	ご加入窓口の日税サービスまでご連絡ください。
継続加入を行わない場合	ご加入窓口の日税サービスまでご連絡ください。
●中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年3月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、保険期間開始日の翌月22日から毎月口座振替されます。(ただし、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)
●中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の全税共取扱代理店までご連絡ください。毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)からの脱退となります。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。	また、団体のご加入数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返り金・契約者配当金	この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害となつた場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額(月額)=保険金額×所得喪失率(※1) (※1)所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-一回復所得額)÷就業障害発生前の所得額	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療目的として医師が用いた場合を除きます。) ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑧妊娠、出産、早産または流産 ⑨発熱等の他覚的症状のない感染など ⑩精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となりますが、その対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。(対象期間70歳までのプランの場合。ご加入のプランにより異なりますので、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。)
	(注1)就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(正会員は150万円、準会員は100万円)を限度とします。 (注2)保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3)保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4)補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間 ^(※2) =就業障害である期間-支払対象外期間	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	(※)協定書に記載された業務に全く從事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。 対象期間が70歳満了の契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。(対象期間70歳までのプランの場合。ご加入のプランにより異なりますので、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。)	
	(注5)対象期間(70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。(対象期間70歳までのプランの場合。ご加入のプランにより異なりますので、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。)	
	(注6)原因またはがつねりによって被つた身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。	
	(注7)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があつた場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被つた時から起算して1年を経過した後に就業障害となつた場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被つた時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の支払条件により算出された保険金の額	
	(注8)支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となつた身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となつた場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なつた就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。	
	(注)支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。	
	(注9)精神障害拡張補償特約をセットした場合、精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかるわざ、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。	

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※)他社のご契約を含みます。

